

浜田市旭町 重富住宅団地

緑とふれあい、
心と体を癒せる空間。



旭温泉

癒しとやすらぎの里として人気が高く、夏のホテルや冬の雪など季節を通じて自然が楽しめます。



山ノ内梨園

旭町は県内最大級の赤梨の産地であり、梨の受粉作業から梨狩りまで子ども達も一緒に地域ぐるみで参加しています。



旭テングストーン

ブナの原生林に囲まれた大自然あふれる、スキー場です。コースの種類も豊富で初心者やファミリーにも人気です。



島根あさひ訓練センター

中国地方初となる盲導犬訓練センターで、盲導犬候補の子犬を家族の一員として迎えるパピーウォーカー(子犬飼育ボランティア)もあります。



まんてん

旭ICのすぐそばにあり、農家から届く新鮮野菜の産直品コーナーをはじめ、花、手作り食品等を販売しています。



交通アクセス



緑とふれあい、心と体を癒せる空間。

浜田市旭町にある重富住宅団地は、浜田自動車道の重富バスストップに隣接した、緑豊かな丘陵地にあります。

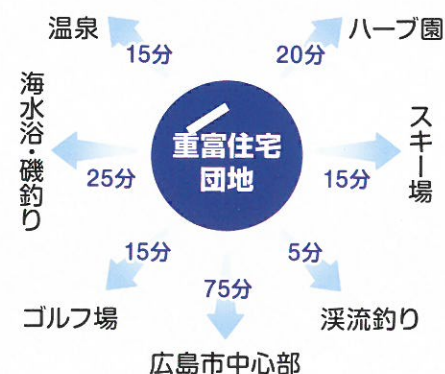
大自然に囲まれながら、都市への利便性も忘れない場所。

ゆっくりとした時間が今はじまります。

あ

アクセスに便利な住環境!

広島中心部へ車で75分!市街地はもちろん都市部へのアクセスにも便利な住環境です。平日はゆっくりと過ごし、休日は広島でお買い物を楽しむなどアクティブに過ごせます。また、夏は海・冬はスキー、ゴルフや釣りも近くで楽しめ、四季を通じて満喫できます。



さ

菜園が楽しめます!

目の届くところで畑を耕し、採れたての美味しい野菜を食す喜びを実感してください。真っ赤に熟したトマトは、香りも味も最高です。



ひ

広い敷地面積!

全区画100坪以上の敷地面積で、家庭菜園にプラスして車2台分の駐車スペースも確保できます。週末は家族でバーベキュー、ペットもののびのび暮らせます。



重富住宅団地のご案内



分譲概要

- ① 所在地 島根県浜田市旭町本郷地内
- ② 地目 宅地
- ③ 全体区画数 32区画
- ④ 水道 簡易水道への加入が必要です。(水道担当課へご相談ください。)
- ⑤ 下水 農業集落排水への接続が必要です。(下水道担当課へご相談ください。)
- ⑥ 負担金 水道加入金及び下水道受益者負担金が別途必要となります。

- ⑦ 学区 浜田市立今市小学校...5km、浜田市立旭中学校...5km
- ⑧ 交通 重富バス停・浜田自動車道重富バスストップ...徒歩2分
※浜田自動車道・広島浜田高速バスは1日12往復しています。
- ⑨ 病院 酒井外科内科医院...4km、あさひ診療所...5.8km

周辺施設 介護老人保健施設旭やすらぎの郷...徒歩1分
特別養護老人ホームあさひ園...徒歩1分
和田郵便局...1.2km
認定こども園あさひ子ども園...5.9km

区画図及び分譲面積・価格表

1 清	7 清	13 清	19 清	25 清	30 清	32 清
2 清	8 清	14 清	20 清	26 清	31 清	
3 清	9 清	15 清	21 清	27 清		
4 清	10 清	16 清	22 清	28 清		
5 清	11 清	17 清	23 清	29 清		
6 清	12 清	18 清	24 清			

お求めやすい価格

1㎡あたり10,000円

単価(10,000円/㎡)

区画番号	地番	地積(㎡)	分譲価格(円)
20	本郷362-34		分譲済
21	本郷362-35		分譲済
22	本郷362-36	331.13(100.16坪)	3,311,300
32	本郷362-12		分譲済

申し込みのご案内

申込の条件

- ① 自ら居住するための住宅(別荘、セカンドハウスを除く)または親族(申込者及び配偶者の親または子ども)の居住の用に供するための住居専用宅地を必要とする方。
- ② 土地の引渡しを受けた日から3年以内に建築、入居できる方。(転売は禁止します。)
- ③ 指定された期日までに土地売買代金の支払いができる方。

申込受付期間及び場所

浜田市役所旭支所自治振興課にて随時受付を行っています。

【受付時間】平日 午前8時30分から午後5時まで

☎(0855)45-1433

申込方法

重富住宅団地購入申込書に区画番号を指定のうえ、提出してください(郵送でも可)。1名で複数の区画を希望することもできますが、隣接する区画をセットで申込む場合に限りです。

所有権移転登記

所有権移転等の登記は当市において行います。なお、登録免許税その他の登記に要する経費は、すべて購入者の負担となります。

譲渡の条件

- ① 3年経過しても建築しない場合、または契約条項に違反したときは、住宅用地を譲渡価格で返却していただきます。
- ② 所有権、地上権、質権及び賃借権、その他使用収益を目的とする権利の設定または移転をするときは、あらかじめ当市の承諾が必要です。

各種税金等について

- ① 固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・住宅の所有者に課税される市税です。(固定資産税=固定資産税課税標準額×1.5%)
- ② 不動産取得税は、土地・家屋を取得したときに課税される県税です。税額は評価額の3%ですが、一定の要件を満たす場合には、税額が軽減されます。詳しくは、島根県西部県民センター課税第二グループへお尋ねください。

契約について

- ① 契約は、当市が指定する契約様式により締結します。
- ② 契約の期日は、原則として購入の決定を受けた日とします。
- ③ 契約に要する費用(収入印紙代)は購入者の負担となります。
- ④ 契約締結後、支払期日までに土地売買代金を納入されない場合は、契約を解除することがあります。

